

会議名	第1回みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考委員会
開催日時	平成30年12月12日(水) 午前10時から正午まで
開催場所	区役所8階 環境リサイクル支援部会議室
委員	出席者 5名 明治学院大学社会学部教授 藤川 賢(委員長) 常盤十亀法律事務所弁護士 常盤 政幸(副委員長) 東洋大学社会学部教授 大島 尚(委員) 環境リサイクル支援部長 新井 樹夫(委員) 芝地区総合支所協働推進課長 金田 耕治郎(委員)
事務局	茂木環境課長、環境政策係
傍聴者	なし
会議次第	1 委員長の選任・副委員長の指名 委員長の互選及び副委員長の指名について 2 「みなとタバコルール」及び指導等業務委託についての説明 (1) 「みなとタバコルール」の取組状況について (2) 仕様書(素案)について 3 議題 (1) 事業候補者選考方針(案)について (2) 事業候補者募集要項(案)及び提出書類について (3) 採点基準(案)について 4 その他 スケジュールの確認
配付資料	資料1 港区みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考委員会設置要綱 資料1-2 みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考委員会委員名簿 資料2 みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考方針(案) 資料3 みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者募集要項(案) 資料4 提出書類一式(様式1~6)(案) 資料5 採点基準表(案) 参考資料1 「みなとタバコルール」リーフレット 参考資料2 「みなとタバコルール」に関する取組状況 参考資料2-2 東京都受動喫煙防止条例について 参考資料2-3 港区と国・東京都の受動喫煙防止対策 参考資料3 みなとタバコルール指導等業務委託仕様書(素案) 参考資料4 選考スケジュール(案)

会議の結果及び主要な発言

	<p><b>1 委員長の選任・副委員長の指名 委員長の互選及び副委員長の指名について</b></p> <p>委員長は、互選により藤川 賢委員が、副委員長は、委員長の指名により常盤 政幸委員がそれぞれ選出された。</p>
A委員  事務局	<p><b>2 「みなとタバコルール」及び指導等業務委託についての説明</b> <b>(1) 「みなとタバコルール」の取組状況について</b> <b>(2) 仕様書（素案）について</b></p> <p>「みなとタバコルール」の取組状況と、仕様書（素案）について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局が、参考資料1から参考資料3までに基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「周知・啓発」「巡回指導・重点指導」「喫煙場所の整備」の取組を説明</li><li>・健康増進法の改正及び東京都受動喫煙防止条例の制定と、港区の条例との関係等について説明</li><li>・仕様については、巡回指導と重点指導の契約を一つにし、また、来年10月から、巡回指導の班体制を、現在の計22班体制から8班増やし、計30班体制で実施すること等が主な変更点であることを説明</li></ul>
A委員  各委員	<p>かなり条例等の変化によって変わったところがあるように見受けませんが、ご質問等はよろしいですか。</p> <p>はい。</p>
	<p><b>3 議題</b> <b>(1) 事業候補者選考方針（案）について</b></p> <p>(事務局が、資料2に基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・主な評価項目として、巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案と併せて、巡回指導と重点指導の情報共有手段、連携方法についても提案書類の中で記載させて評価すること、また、契約期間中における喫煙環境を巡る動きを正確に把握しているか、またそれらを踏まえてどのような課題が想定され、その解決に向けた提案を行ってもらいたいこと等を入れたことを説明</li></ul>
A委員  事務局	<p>応募事業者が1者の場合でも審査を行うという記述がありますが、これは前回もありましたか。</p> <p>1者の場合であっても審査を行うということは区のガイドラインで示されてお</p>

B委員	<p>り、その最低ラインを本委員会で確認して決めていただくことになります。前回28年度に実施したプロポーザルのときも、同じように、60%としています。</p> <p>二次審査の「提案の創造性」という主な評価項目の中に、「創造性、柔軟性、機動性」とありますが、創造性と、柔軟性・機動性というのはどういう関係に立ちますか。少しそれぞれ内容が違うので、それが主な評価項目の創造性とどう繋がるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>前回、巡回指導のプロポーザルの際に、決められたルートをきちんと日々巡回する班のほかに、急な課題が生じたときにすぐに現場に駆けつけられる機動班というものを設け、巡回指導の一班を機動班として位置付けました。前回のプロポーザルの時の大きな視点を引き続いてこういった形で表現していますが、今回の仕様書では機動班は表現としては削除しており、また、提案の中で、いかに班体制を構築して重点指導と巡回指導とを連携させるかというのを設けているので、創造性の中に機動性というのを表現するのは、場合によっては削除してもいいかと思います。</p>
B委員	<p>巡回指導、重点指導の「一本化」というのは、どういうコンセプトなのか。実施時間等を統一する、時間帯を同じにするということなのか。</p>
事務局	<p>現在、巡回指導と重点指導の2つの契約を取り交わしているが、別々にプロポーザルをやっていたので、理屈上は別業者、今はたまたま同じ事業者が両方の委託契約を受けていますが、バラバラでやってしまうとまた2事業者を選考することにもなりかねないので、それよりは1事業者で統一的にやるべきであろうという考え方に基づいています。</p>
A委員	<p>提案の創造性のところの説明をもう少し加えてあげないと、何が創造性なのか分からないかもしれない。</p>
事務局	<p>現在は毎月事業計画を提案させて、打合せを行っていますが、事業者には、指導員からの現状報告を踏まえ、今までの指導からこのように変えていきませんかというような提案をもらい、次の指導に反映したりもしています。そういった、言われたことだけをやるのではなく、世の中の動きをしっかりと理解し、反応して、次の計画に生かしていただく創造力を期待したいという意味合いが大きくあります。</p>
A委員	<p>そうすると募集要項の中に、「現状の変化に合わせて新しい提案ができるなどの創造性」のような感じの言葉を入れたらどうでしょうか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
A委員	<p>事務局から他の資料についても説明をお願いします。</p>
	<p><b>(2) 事業候補者募集要項（案）及び提出書類について</b></p> <p><b>(3) 採点基準（案）について</b></p>
事務局	<p>(事務局が、資料3から資料5までに基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算規模は、31年度の年度途中から巡回指導班を増班するため、31年度と32年度以降のそれぞれについて、見積額を確認し、事業規模を超えて提案があった場合は、失格とすること等を説明</li> </ul>
A委員	<p>資料3からあわせまして、ご意見ををお願いします。</p>
B委員	<p>区内の、喫煙室の前にタバコルールの指導員を立てている場所を毎日通りますが、教育はしているのですが、突っ立って後ろを向いている人もいたり、見て</p>

事務局	<p>いるだけという人もいたり、また、少し何か声掛けをしている人もいたりすることもあります。ですので、教育をした後、その教育が履行されているかを1回ぐらいは見てほしいといった企画があってもいいと思います。一方的にいろんな企画をして、それを一通りやったら終わり、それが完全にこちらの希望する内容で実践されているかということに対するチェックが多分ほぼ無いのだと思います。1回不意打ち的に見に行くようにしますというような提案もしてもらえようような基準もあってもいいかと思いますが、その辺はどうですか。実践については、もうそこまでは手が回らないから業者には要求しないというスタンスなのでしょうか。</p> <p>当該箇所については、大きな課題のスポットになっており、指導員からも細かい報告をもらいながら、区の職員も絡んで、店主とのやりとりも含めてやっているところではあります。</p> <p>巡回指導というのは定期的に回っていくため、それだけではなかなか解決しないので、重点指導ということで強化的に、ある一定期間ずっと張り付いてかなり厳しく指導もしています。</p> <p>やはり指導員がいなくなると、なくなったぞとまた周辺の勤務者が集まってしまいうということもありますが、お声がけをする中で、紙巻きたばこ加熱式たばこでは指導の仕方が違うということがあります。紙巻きたばこを吸い始めたときには直接行ってルール遵守を求めています、加熱式たばこの方は煙がほとんど出ないので、屋外での喫煙については指導をしないことにしています。実は当該箇所は常連の方が多いので、それを分かっている方がかなりいて、はたから見ると、あの人がたばこを吸っているのに何で指導しないのかということで、加熱式たばこを吸っている方に声をかけないことにし、ご意見をいただくことがよくあります。</p> <p>無理矢理たばこを奪い取るわけにはいかないので、目の前はかなり張り付いて、ここでは吸えませんがと言っても無視される方もやはりいらっしやったりして、もうそうなったら我々職員が店主のところ行って、ここに灰皿があるので撤去していただかないと、ということをお話ししていますが、今後どうしても埒が明かないということになれば、もう少し強い対応として、通常の指導業務ではなくて、勧告、公表制度を活用した指導も視野に入れ、今対応しているところではあります。</p>
A委員	<p>この2年ないし3年で、どれぐらい改善されているのか、もし改善されていない今のような重要なスポットというのがどの辺りにあるのか、参考までに教えてください。</p>
事務局	<p>この2年、3年、一般的な路上喫煙については、大分無くなったと感じています。巡回指導や重点指導の報告がありますし、私どもも街中をいろいろ見て回りますが、例えば芝浦地区にある店舗前にあった灰皿が撤去され、それまではベビーカーを押したお母さんが、そこを避けて通っているというのが常態化していたところで、完全に喫煙者の影が見えなくなってしまったところがあります。また、今まで指導しても聞いてもらえなかったような場所で、新しくコンビニエンスストアなど近くに喫煙場所ができたことで、喫煙者が喫煙場所の方に移動し、いつの間にかなくなったというところは区内各所であり、それでも港区は働く方が非常に多いので、次から次へといろんなところで吸われるケースがありますが、他に特に目に見えて改善してきたのは、例えば南青山にある、職員がいくら言ってもなかなか灰皿を撤去してもらえなかった店舗についても、毎日指導員が「こんにちは」と下から話し掛けるよう徹底させていたところ、2年ほどかかりましたが、今は完全撤</p>

D委員	<p>去していただき、「おかげさまで、ここが通りやすくなりました」といった感謝のご意見なども区民の方からいただくようになっていきます。</p> <p>店舗のご理解という点ではもうあといくつか絞られてきており、そこはもういよいよ、勧告の関係の審査会を開催しなければいけないところが少し残ってきているというところなんです。全体的には大分良くなってきたという感じはしています。</p> <p>昨夜、客引き防止の方に一緒に行きましたが、やはり客引き防止も指導員がいて、同じような課題があります。ただ、やり方はいくらでもあると思いますし、業者から提案をしてもらおうといいと思います。今の業者はかなりよくやってはいただいています。また新たな提案があればいいので、そこを中心に聞いていくといいと思います。どんなやり方をしてそれをゼロにしていくのか。工夫すればいろいろあるような気がしています。</p>
B委員	<p>ちゃんとやっているとは思いますが、ちゃんとやっているということが、上の方でコントロールしているのかしていないのかが分からないので、やはりそこは見える化という意味で、監視体制として、見える化として、どんなことをしていますかみたいなことはあってもいいと思います。</p>
D委員	<p>区民はそれを評価しているわけなので、区民から見て見えていないとだめなので。たばこの種類が違うとかそういった問題はあってもいいかもしれないが、そこで不満を持たれてはやはりいけない。それも提案の一部に入れられるといいと思います。</p>
B委員	<p>私も今説明を聞いてああそうなのだと分かりましたが、一般の人は分からない。そうすると、サボっている人とちゃんとやる人がいるというふうに思いますよね。</p> <p>これから区長も新しいスタンスで動いていくには区民が応援していないとどうしてもなかなか難しいので、区民に疑問を持たせるようなやり方はちょっと避けたほうがいいかなとは思っています。</p>
事務局	<p>私どものところには「良くなった、ありがとう」という声は届きますが、それが不満を持ってらっしゃる方に、そういう方もいらっしゃるということを伝えきれていないので、区として、報告を受けた内容や改善した状況をいかに業務の成果としてPRできるかというのは努力しなければいけないところかと思っています。</p> <p>事業者から提出される報告書の中にはこういったご意見をいただきましたとか、感謝の言葉をいただきました、というものもあります。これをもう少し区民の皆さんにも見えるように伝えていく必要があるかと思っています。</p>
A委員	<p>今3点のご指摘に繋がるのかと思いますが、まず1点は、教育の後の実践とかチェックというものを分けて入れるか。</p> <p>もう1点は、重点箇所の提示というか、その部分は、今は(6)の1のところにもまとめて入っているのですが、ここを少し分けて提示させるかどうか。</p> <p>それから3点目が「見える化」というか、区民の方々にこういう指導がなされているということをアピールできる、その成果についても見せていけるような提案ができるかどうかというのをどこかに加えるかどうか。</p> <p>先ほど話があったように、プレゼンテーションの質問として出せばいいという部分もあるかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 B委員 事務局	<p>成果のアピールについては、質問に入れていただくことでいかがかと思っています。</p> <p>二次審査の質問は、事前に告知して答えてもらうのですか。</p> <p>特に共通で求めたいことは告知します。それを次回の本委員会で決めていただければ、その旨通知することも可能です。</p>

B委員	<p>一次審査はやはり大きな絞りなので、区でこの枠組みでやったということであれば、毎回一次ではこれで絞る、そしてその時代時代の必要性、今の見える化も時代時代の必要性だと思いますが、その必要性に関しては二次の中の共通質問とかで入れるという形にすると大きな足切りは全然変わらない。そうすると応募する方々も、とにかく一次を越えるためには前々から言われていることをやって、二次のときはそれぞれの時代時代のニーズに対応していかなければならないという形にすると、参加しやすいかなという感じがしました。二次のところではもちろん個別の質問もこちらで用意するが、共通質問的なことで、先ほどの教育後にそれが実践されているかどうかはどうやってチェックしているとか、あとは港区民にそういうことをしているということ、チェックも含めて充実したタバコルールの指導がされているということを見えるようにすることについてどのような提案があるとか。</p>
A委員	<p>先ほど挙げた2点目、区の特長、要するに今指導が必要な場所の把握とそれに関する対策というのを分けるかどうかについてはいかがですか。健康増進法等は時代的な変化、ある意味今後のもので、区の特長というのはかなり現状に近い部分なので、もし重点指導を気にするならば、分けたほうがいいかなということですが。</p>
事務局	<p>重点的な箇所を分けるかということについては、提出資料12が(6)の1の評価に当たるところになります。各地区における巡回指導・重点指導の配置案と活動内容案をA3サイズ・各地区ごと1枚ということで求めており、地区の特長をいかに理解して、こういったところにある課題についてはこのように巡回・重点が取り組みますといったことが提案いただけるものと考えているので、この(6)の1のところ、委員の皆様にご総合点として採点をしていただけたらいいかと思っております。もし小分けの方がよいということであれば、そういった対応も可能です。</p>
A委員	<p>内容的には入っているということですが、港区の方で2020年というところに向けての時代的な変化の部分と、重点箇所、地区的な違いのあるところのどちらをどの程度を優先するかというところに、もし軽重があるのであれば、分けて点数に軽重を付けるというのもありだと思いますし、この辺りはむしろ指導体制という企画案の総合的な評価ということであれば、現状のままで審査委員の方で大体その両面で評価するという点を理解しておけばいいという判断もできるかと思いますが、まず区としてはいかがですか。</p>
事務局	<p>今いただいたご提案はどちらも可能かと思いますが、区としては、現在やっている事業者であれば多分かなり細かく把握していると思われる一方で、この間やっていない事業者が入ってきたときには、ちょっとそこまでは分からないかなというところがあり、小分けにして採点するよりは総合評価の方が、むしろ全体として見ることはしやすいのかなという感じは、感想です。</p>
A委員	<p>現状に関して若干不公平が生じてしまう可能性がある。つまり、現在関わっている業者と現在港区とあまり関係のない業者で、区の特長というところを思い切り立ててしまうと、そこの有利不利が生じるので、全体としては、こういうその時代や場所に合ったという表現でいた方が公平性が保てるというご意見です。</p> <p>そういうことであれば、各委員の方で両面を見るというふうに御理解いただくということで、どちらを重視するかはその委員のご判断もあろうかと思っておりますので、そういうことでよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
C委員	<p>先ほど教育は先にちゃんとやったか、そしてそれが実践されているかどうかにつ</p>

	<p>いて、場合によっては職員の方もという話があったが、特に実践がどうかというのを知るのは、報告書ということで、現実には、自己報告みたいな、本人たちがこうだったという報告だけということになる。</p> <p>今現在の業者は、そういうもう一つそれを監視するような体制は今のところ無いということですか。</p>
事務局	<p>今現在は、業務責任者が、私ども環境課、それから各地区総合支所協働推進課にタバコルールの担当者があるので、業務責任者が密に区との連絡を一手に引き受けており、その業務責任者が個別の指導員から上がってきた報告書でもって状況を把握し、一つにして、課題を抽出して区に報告するというのを定期的にやっています。そこで区からフィードバックした内容を、今度は指導員に再徹底していただくという重要な役割を、今は業務責任者が担っています。</p>
C委員 事務局	<p>指導員とは違うもう一つ別の立場、上の立場の人がいるということですね。</p> <p>今回も業務責任者と、また、今度は30班もの多くの指導員を束ねなければいけないので、今回の仕様では、同等の副責任者を新たに求めています、この2人が非常に重要になってくるかと思えます。それをどういうふうにするかということのここを表現していただければいいかなと思っています。</p>
A委員 事務局	<p>これで言うの実施体制の部分ということになりますか。</p> <p>(3)の2と(4)の1の両方にかかってくるということになります。いわゆる労務管理的な人事管理とその指導の教育部分については(3)の2で、それから業務そのものに対するスキルとかそういった業務指導については(4)の1で担保したいと思っています。</p>
C委員	<p>もう一つ、先ほどのような場合の苦情の拾い方というか、区民の声というのを聞く場所の主たるものというのは、やはり報告書の方になりますか。あとは区に直接。それだけということですか。</p>
事務局	<p>両方です。指導員が個々指導すると必ずそれに対して跳ね返りがあるので、こう指導したらこう言われたということは、指導の日報で全て区に提出していただくことにしています。指導員が直接書いたものと、それから業者に対して入った苦情、それから区に入った苦情があります。業者に苦情が入ったまま区に報告していないと、直接ご本人からこちらに来て、何で報告していないんだという話になるので、ほぼ全て区に報告してもらうようにしています。</p>
C委員	<p>区民に対し、前よりも良くなりましたかとか、どこか不安な、または気が付いたところがありますかということ積極的に聞くような体制というのは今のところ無いのでしょうか。効果を測定するというか、そういう窓口とか手段というのは、特に今のところは持ってはいないということですか。</p>
事務局	<p>これと連動した調査ではありませんが、定期的にインターネットアンケート調査などを活用して、みなとタバコルールの認知度や、現在ルールが守られるようになっていると思うかどうかということについて、把握するようにしています。</p>
A委員	<p>そうすると、もう1点だけ確認ですが、副責任者を設けたということに関して、この副責任者が有効な位置付けになっているかどうかという採点は、これは表に出すというよりは、この委員会の中での共有だと思いますが、どの辺りのところでこの副責任者の位置付けが明記されているというか、そこを判断すればいいかについてはいかがですか。(2)なのか、(4)なのか、それとも(5)なのか。</p>
事務局	<p>責任者、副責任者については、(1)の事務局採点のところ、(1)の2のところ</p>

	<p>で、業務責任者と副責任者の業績、経験を評価することにしており、実際に副責任者が機能しなかった場合に、(2) から (6) のどこで分かるのかといったところまでは求めておらず、実際には実施体制のところ、こういった業務実績のある副責任者をこういう形で組織させて運営していきますというのが、(4) の1で見えてくるところかと思います。</p>
A委員	<p>そうすると副責任者がただ名前だけあるという状態ではないぞというのは(4)の1あたりのところで、チェック項目として、判断するという理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
B委員	<p>例えば、副責任者は巡回を専任でやらせる、そして責任者は全体を見ているという説明をしてくる業者がいた場合、これは区の一本化の意向に合致しているのか。正と副がいて、巡回と重点をコントロールするという趣旨で考えているのか。前は巡回と重点がいたので、巡回と重点が中で分かれていても全然それは構わない、同一業者の中の部門別みたいな形でも構わないということですか。つまり、両者が連動してワークすることまで求めているのか、それともそれぞれ別個の業務としてそれなりに動いてくれればそれでいいということなのか。今回契約が一本化になったことに伴う同一業者に対する期待として考えているのはどちらになりますか。</p>
事務局	<p>副責任者は巡回指導のことしか担いませんということで、いざ責任者不在の際に副責任者に問うたときに、重点のことは私は分かりませんということになるようでは、副責任者に求めるものは足りないかと思います。そういう意味では両方をケアしていただく必要性がやはりあるかと思います。</p>
B委員	<p>そうであれば、契約が単に一本なただけではなくて、業務としても一体的にやってもらうということが、区としての希望だということによろしいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
A委員	<p>そうすると(5)の2の部分の巡回指導と重点指導の連携のところにも、責任者とか、そういう責任体制というところが反映されていないといけないということになりますね。</p>
	<p>では、ここで確認をさせていただくと、資料5の変更点としては、2ページ目、「提案の創造性」というところから、「本業務の創造性、柔軟性、機動性がうかがえる」のうち、「柔軟性、機動性」を削除して、「状況の変化に合わせて提言を行うなど本業務の創造性がうかがえる提案がされているか」と文言を変化させるという、この1点の修正で、それ以外はこの採点基準表に関しては、変更は特にしないということに最終的になったかと思いますが、よろしいですか。</p>
B委員	<p>今のところで、「柔軟性、機動性」を取った分は、一次審査の方には入れないですか。削るとするのは非常に筋が通る話ですが、かと言って、柔軟性、機動性というフレーズがなくなってしまうのも少しさみしいと感じます。</p>
A委員	<p>それでは、やはり先ほど事務局が話したこともつながると思いますが、(4)の1に「柔軟性」を入れ、「業務の目的の達成に向け、柔軟で適切な」ということによろしいですか。機動性を(5)の1に入れてしまうという手もありますが、いかがでしょうか。</p>
C委員	<p>先ほど巡回指導と重点指導の連携における何とかという話も少しありましたが。</p>
A委員	<p>機動性を(5)の方に入れて、「機動性の高い配置案」というふうにすると先ほどの副責任者等を含めて、巡回と重点の連携がただの連携ではないということが、私どもも思い出しやすいような気がします。「各地区及び各班の特性を考慮して、</p>



<p>各委員 A委員</p>	<p>機動性、実効性の高い配置案、活動内容案となっているか」でいかがでしょうか。 はい。 それではあと質問事項に関してですが、これは二次審査の時ですので、もう1回、18日に確認できると思いますが、区民の方への成果のアピール、見える化に関してと、教育・指導を行った後のチェック、評価体制については、二次審査の時に質問事項に加えるということ。それからあとはこちらの審査に関してですが、地区、地域的な特性と、それから時代的な特性については(6)の1で一応両面を見るといこと。それから副責任者の位置付けと、重点班、巡回班の両体制については、(5)と(4)の両方で、我々としてはその審査項目に加えて見る。大体この辺りを認識しておけば大丈夫かと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員 事務局</p>	<p>はい。 今、採点基準表の(4)実施体制のところと(5)各地区の巡回・重点の配置案及び活動内容案のところを修正していただいたが、あわせて資料2の選考方針の評価視点のところについても確認をお願いしたい。二次審査の「提案の創造性」のところは先ほど確認していただいた内容にする形でよいかと思うが、一次審査の方の「実施体制について」と「各地区における巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案について」のところの評価視点はいかがでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>「柔軟性」に関しては、実施体制ではなく、下のところに入っているの、これはこれでいいのかなという気もいたしますが、「機動性」は例えば「巡回指導と重点指導の間で機動性の高い情報共有手段、連携方法が明確に示されているか」としたらいかがでしょうか。 「柔軟性」は先ほど(採点基準表の)(4)の方に入れたが、(5)と両方に入れてもいいかもしれません。</p>
<p>B委員 事務局</p>	<p>硬直的な方がいいということはほぼないので、どちらでもいいと思います。 「機動性」の中に「柔軟」という表現もしていますので、そのあたりが確かに同義であったりするかと思います。</p>
<p>A委員</p>	<p>実施体制の中の「業務目的の達成に向け、必要な実施体制を」という書き方だと確かに若干こちらは硬直的に読めなくはないので、やはり「柔軟性」も大事だと強調するのであれば、「必要な実施体制と柔軟性を明確に示しているか」としましよいか。やはりある程度規律性があり、かつ柔軟でできるという。</p>
<p>B委員 A委員</p>	<p>「柔軟性」の目的語がないので、「必要な実施体制とその柔軟性」でしょうか。 「実施体制の柔軟性」という意味で「その」を入れ、「業務目的の達成に向け、必要な実施体制とその柔軟性を明確に示しているか」。</p>
<p>E委員</p>	<p>選考方針の1ページ目の2の(2)二次審査のところの1行目、「一次審査で選考された事業者に対し、一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います」とありますが、提案書そのものでプレゼンをしてもらうというよりは、いつも多分事業者が新たに体裁を作り直してやっていて、内容は一次審査用の企画提案書を超えない範囲内で作ってきてくださいという意味合いかと思うので、「企画提案内容に基づき」の方が表現としていいかと思います。</p>
<p>B委員</p>	<p>質問に対するこちらからの回答がメールでということですが、前回、メールでやった時にメールが届かなかったというトラブルはなかったですか。 メールで回答の時は、届かなかったといったクレームがあることがあるので、よくやるのがCCに港区を入れるという方法ですが。</p>

<p>事務局</p> <p>A委員</p>	<p>トラブル自体もなかったですし、前回はCCに入れて送付したので、今回も同様にさせていただきます。</p> <p>では、以上で本日の議題が全て終了ということで、修正等をお願いいたします。</p> <p><b>4 その他</b></p> <p><b>スケジュールの確認</b></p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局が参考資料4をもとに、今後のスケジュールを説明)</p>
<p>A委員</p>	<p>それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p><b>【決定事項】</b></p> <p>(1) 採点基準表については、以下のとおり修正する。</p> <p>(一次審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(4)の1の説明を「業務の目的の達成に向け、柔軟で適切な～」に修正する。</li> <li>・(5)の1の説明を「各地区及び各班の特性を考慮して、機動性、実効性の高い配置案、活動内容案となっているか」に修正する。</li> </ul> <p>(二次審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提案の創造性」の説明について、「柔軟性、機動性」を削除して、「状況の変化に合わせて提言を行うなど本業務の創造性がうかがえる提案になっている」と修正する。</li> </ul> <p>(2) 選考方針については、以下のとおり修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「2 審査の実施方法」の(2)の文中「一次審査企画提案書に基づき」を「企画提案内容に基づき」に修正する。</li> <li>・「3 評価項目及び評価視点」の一次審査の「実施体制について」の評価視点の2つ目を、「業務の達成に向け、必要な実施体制とその柔軟性を明確に示しているか」に修正する。</li> <li>・「3 評価項目及び評価視点」の一次審査の「各地区における巡回指導班及び重点指導班の配置案及び活動内容案について」の評価視点の1つ目を「各地区及び各班の特性を～」に、2つ目を「巡回指導と重点指導の間で機動性の高い情報共有手段～」に修正する。</li> <li>・「3 評価項目及び評価視点」の二次審査の「提案の創造性」の評価視点を「状況の変化に合わせて提言を行うなど本業務の創造性がうかがえる提案がされているか」に修正する。</li> </ul> <p>(3) 二次審査の際の共通質問事項に関しては第2回の選考委員会で確認するが、区民の方への成果のアピール、見える化に関してと、教育・指導を行った後のチェック、評価体制については、二次審査の時に質問事項に加える。</p> <p>(4) 審査に際して、地区、地域的な特性と、それから時代的な特性については採点基準表の(6)の1で両面を見る。</p> <p>(5) 副責任者の位置付けと、重点班、巡回班の両体制については、採点基準表の(5)と(4)の両方で、審査項目として見る。</p>

